

観賞用稻種子（令和8年度播種用）の配付条件

1 種子の配付制限

この品種の種子の配付を受けられるのは、原則として青森県内に居住し、県内で栽培する方です。ただし、農林総合研究所（以下、研究所）の種子生産数量が県内への配付数量を上回る場合は、その上回る数量の種子に限って県外に配付します。**配付を受けた種子については、自家増殖や第三者への譲渡は認めません。**

2 種子の申込

種子の配付を受けようとする方（以下、申込者）は、**様式1**により農林総合研究所長あてに種子の配付を申し込んでください。（下線部に「**様式1**」へのリンクを設定する。）申込み期間終了後に、配付先と数量を決定し、種子の受渡しの時期と方法、種子代金等を記して、申込者に通知します（**様式2**、添付なし）。なお、種子の配付申込数量が生産数量を上回った場合は、配付数量を調整します。申込者は、配付決定通知送付後から種子配付までの間に、配付数量、種子代金、栽培地（市町村）に変更を生じた場合は、**様式3**により変更申込書を提出してください。

[様式1はこちら](#) [\(様式1記載例はこちら\)](#)
[様式3はこちら](#)

3 種子代金の納付

種子代金は後納とします。希望する受け渡し時期に種子、納品書、受領書を送付しますので、内容を確認の上、受領書に押印し返送してください。後日、請求書が送付されますので、指定の口座に代金を振り込むようお願いします。なお、種子の宅配を希望する場合は、送料は申込者の負担（送料着払い）になります。また、納付後の代金は、研究所に瑕疵がある場合のほかは返還しません。

4 免責

研究所は、突然変異による種子又は種子から発芽した植物体（以下、発芽体）の特性変化について、責めを負いません。

5 配付条件に反した場合の措置

申込者がこの配付条件に反したと認められる場合は、申込者に対して、配付した種子の返還、配付した種子の発芽体の刈取り並びに配付した種子から増殖させた種子又は発芽体の回収及び廃棄を命じます。その際の返還、刈取り、回収及び廃棄に要する経費は、申込者の負担とします。

6 その他の条件

(1) 品種の名称、品種の特性等

別紙のとおり

[別紙はこちら](#)

(2) 種子の発芽率

令和7年度播種用種子の出荷時における発芽率は75%以上

(3) 栽培上の注意点

・全般

高温の影響により、生育不良、発色不良が生じる場合があります。

・「ゆきあそび」

ア 播種量は、千粒重が軽いため、中苗の場合乾糲で85g/箱程度とします。

イ ごま葉枯病に弱いので、薬剤（モミガードC等）による種子消毒を行ってください。

ウ 生育初期の低温に弱いので、冷水のかかるほ場では作付けを避けてください。

エ 水稲除草剤により生育が停滞するなどの薬害が発生しやすいので、使用方法を遵守するとともに、水口など冷水の影響を受けるほ場には移植しないでください。

・「べにあそび」

ア 最高分げつ期以降高温が続くような気象条件下では、葉身の白色の発現が抑えられ、くすんだ紫色に近い葉色となる場合があります。

イ いもち病抵抗性は弱いので、基本防除を遵守してください。

・「あかねあそび」

ア 播種量は、千粒重が軽いため、中苗で育苗する場合は、乾糲で50g/箱程度とします。

イ 生育初期に高温、深水になると生育不良になる場合があるので、苗はできるだけ大きく育て、田植え後は浅水で管理してください。（赤字部を追加）

ウ いもち病抵抗性は弱いので、基本防除を遵守してください。

・「赤穂波」「紫穂波」「白穂波」

ア 育苗期から出穂期にかけては一般品種との識別性がないので、苗の取り違えや混植等に注意してください。

(4) 一申込者あたりの上限種子配付数量及び配付単位

一申込者あたりの上限配付数量：各品種 10kg

配付単位：1kg

(5) 種子の配付価格（消費税及び地方消費税を含む額）

ア 青森県内に居住し、かつ同県内で栽培する方：1kg当たり 6,090円

イ ア以外の方：1kg当たり 9,150円

(6)種子申込期間

令和8年2月2日（月）から2月13日（金）まで（郵送の場合は必着とします）

(7)種子の配付決定を通知する時期

令和8年2月20日（金）

(8)申込先と連絡先

〒036-0522 黒石市田中82-9

地方独立行政法人 青森県産業技術センター

農林総合研究所 観賞用稻種子配付係

電話：0172-52-4346（総務調整室：配付事務手続きに関すること）

0172-52-4312（水稻品種開発部：観賞用稻の品種特性に関すること）